第四章　適性評価等

（適性評価を受けることを要しない者）

第十九条　法第十一条第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　国家公安委員会委員

二　公安審査委員会の委員長及び委員

三　原子力規制委員会の委員長及び委員

四　都道府県公安委員会委員

（適性評価の実施の方法）

第二十条　行政機関の長又は警察本部長は、法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価の実施に当たっては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票を交付し、これらの事項についての記載を求めるほか、運用基準で定めるところにより、同項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うものとする。

（評価対象者に対する告知等）

第二十一条　法第十二条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。

（国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由）

第二十二条　法第十六条第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任、免職若しくは降給の事由、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第六十三条の規定による降任若しくは免職の事由又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項の規定に基づく条例で定める休職若しくは降給の事由若しくは同法第二十九条の二第二項の規定に基づく条例で定める降任、免職若しくは降給の事由とする。

（権限又は事務の委任）

第二十三条　行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣にあっては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者）に委任することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十六年十二月十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　法附則第二条の政令で定める日の前日までの間においては、第十二条第一項第四号及び第十四条第二号の規定の適用については、これらの規定中「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とする。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条　自衛隊法施行令の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

第四条　この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に法附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件について前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（以下この条において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の八の規定により防衛秘密管理者が講じた防衛秘密の表示をする措置は、施行日において防衛大臣が当該情報に係る特定秘密文書等についてした特定秘密表示とみなす。

2　施行日前に旧自衛隊法施行令第百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であって、施行日の前日において当該行政機関が現に保有するものは、施行日において防衛大臣が法第六条第一項の規定により当該行政機関に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく」とする。

3　この政令の施行の際現に効力を有する防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業としている者については、当該契約が終了する日又は法附則第二条の政令で定める日の前日のいずれか早い日までの間は、その者を法第八条第一項に規定する適合事業者と、当該契約を同項に規定する契約とみなして、同項及び同条第二項（法第五条第六項の規定の準用に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4　施行日前に旧自衛隊法施行令第百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が前項に規定する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であって、施行日の前日においてその者が現に保有するものは、施行日において防衛大臣が同項の規定によりみなして適用される法第八条第一項の規定によりその者に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。

（内閣官房組織令の一部改正）

第五条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

一　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）

二　次に掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報室においてつかさどるものを除く。）

イ　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ロ　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ハ　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

別記第一様式（第五条関係）

特定秘密

備考　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第二様式（第八条関係）

定期指満了 秘密間 特定効 有

備考　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第三様式（第十一条関係）

密除 秘解 定定 特指

備考　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百三十七号

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項並びに行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
防衛大臣　江渡　聡徳